

令和 5 年 5 月 10 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

1. 新規制基準への対応状況

○【事業変更許可】

「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等の改正及び原子力規制委員会の指示文書（令和 3 年 4 月 26 日）に基づき、事業変更許可申請書を令和 4 年 1 月 20 日に原子力規制委員会に提出しました。

震源を特定せず策定する地震動を基準地震動に追加するとともに、令和 2 年 11 月 11 日の許可以降発表された地震動以外の新たな知見についても反映しております。

令和 4 年 9 月 20 日、10 月 28 日及び 12 月 2 日に事業変更許可申請書の一部補正を原子力規制委員会に提出し、令和 5 年 2 月 8 日に許可をいただきました。

○【設計及び工事の計画の変更認可】

令和 5 年 2 月 8 日に事業変更許可を取得したことを踏まえ、追加した基準地震動に対する耐震評価について、同年 3 月 28 日に設計及び工事の計画の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出し、現在審査中です。

○【保安規定変更認可】

新検査制度導入に関する原子炉等規制法に基づく保安規定（建設段階保安規定）の変更認可申請書（事業開始段階保安規定）について、令和 4 年 12 月 21 日に原子力規制委員会に提出しました。

これに対し、令和 5 年 1 月 30 日、4 月 10 日の審査会合において、大きな技術的論点がないことが確認されました。今後については、原子力規制庁の審査での指摘事項を踏まえた記載の見直しを反映した補正申請を予定しております。

（別紙：事業開始段階保安規定の概要について）

○【原子力事業者防災業務計画】

「原子力災害対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき、青森県及びむつ市との協議を経て、「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和 5 年 3 月 28 日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出を行いました。

以上

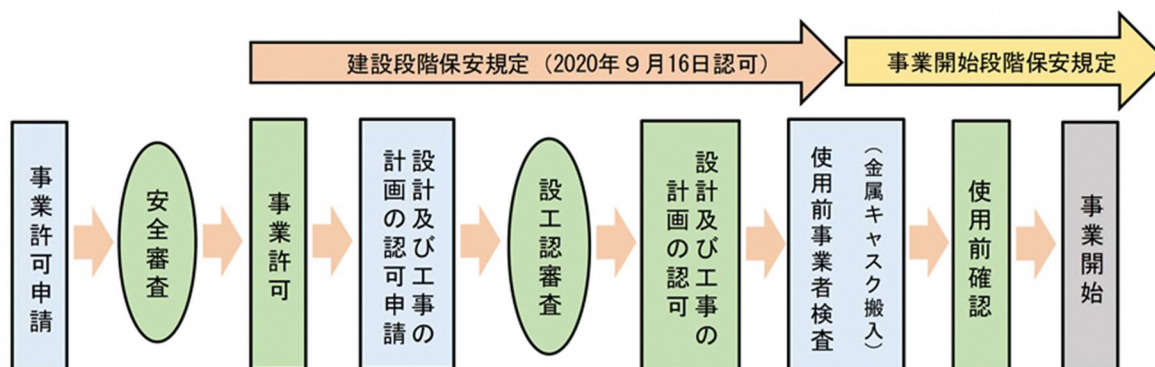
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.rfSCO.co.jp/>)

事業開始段階保安規定の概要について

1. 事業開始段階の保安規定

2020年4月の新検査制度導入に関する原子炉等規制法及び関連規則の改正後は、建設段階（金属キャスク搬入まで）【2020年9月16日認可】と、事業開始段階（金属キャスク搬入以降）の二段階で保安規定を定めることになりました。



2. 申請内容

事業開始段階の保安規定においては、事業許可、設工認で確認された使用済燃料貯蔵施設の安全性が、運用段階においても継続して確保されるために必要な事項を定めております。

保安規定条項	事業開始段階保安規定（本申請）	備考
第1章 総則	△	
第2章 品質マネジメントシステム	○	
第3章 体制及び評価	○	
第4章 貯蔵管理	◎	
第5章 放射性廃棄物管理	◎	
第6章 放射線管理	◎	
第7章 施設管理	○	
第8章 緊急時の措置	◎	
第9章 保安教育	○	
第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	(削除)	第3章に含めて記載
第11章 記録及び報告	○	
第12章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	(削除)	建設段階での要求事項のため削除
添付	◎	

【凡例】◎：追加、○：一部追加、△：その他適正化

以上